

第 3 回 環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた研究会 議事要旨

日 時	: 平成 29 年 1 月 17 日 (火) 15:00~18:00
会 場	: 都内
出 席 者	: ・ 委員: 上妻 義直 氏(座長)、後藤 敏彦 氏、沢味 健司 氏
(敬 称 略)	: ・ 環境省 総合環境政策局 環境経済課
	: ・ 事務局(EY 新日本サステナビリティ株式会社)

主 要 論 点 :

ü 骨子案メモについて

- 主に投資家が利用するために必要な情報(リスク情報等)を議論しつつ、ESG 報告のあり方を踏まえた上で、ガイドライン改定の方向性について検討した。
- 利用しやすいガイドラインとはどのようなものなのかについて、ガイドラインの構成等を検討した。
- ガイドラインの普及を促進するようなスキームについて、過去の施策や現在の制度や取組との連携等も視野にいれながら検討した。
- ヒートマップについては、具体的な目次づくりの段階で議論の経緯がわかるように再度検討が必要である旨議論された。
- 骨子案メモは、なお検討の余地があり「誰が読んでも」理解できるよう背景やつながりを記載するなど、全般的に記載内容を見直すことが必要である旨合意された。

ü 有識者ヒアリング

- 金融安定理事会(FSB)気候関連財務ディスクロージャー タスクフォース(Task Force on Climate-related Financial Disclosures, TCFD)メンバーの視点から、東京海上ホールディングス株式会社 長村 政明 氏に、「気候関連財務情報開示タスクフォースによる提言」の検討の背景、内容及び今後想定される影響についてヒアリングした。
- グローバル・サステナビリティ基準審議会(Global Sustainability Standards Board, GSSB)メンバーの視点から、ロイドレジスタージャパン株式会社 富田 秀実 氏に、GRI Standards への改定の背景や、GRI の促進策等についてヒアリングした。

今後の予定 :

- ü 第 4 回研究会を平成 29 年 2 月に開催し、骨子案の確定、有識者ヒアリング(情報ベンダー)を実施する。
- ü 平成 29 年 3 月末日までに報告書を取りまとめる。

以上

第4回 環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた研究会 ヒアリング事項

1. 有識者氏名(所属)

広瀬 悦哉 氏(株式会社 QUICK 常務取締役 ESG 研究所長)

松川 恵美 氏(株式会社 QUICK ESG 研究所 プリンシパル)

2. ヒアリング事項

ESG 投資関連の情報ベンダーの立場から、開示情報の利用者視点での ESG 情報(特に環境情報)の望ましい情報開示の在り方や課題についてお尋ねします。

Q1. 開示情報の利用者視点での ESG 情報(特に環境情報)の望ましい情報開示の在り方をどのように考えていますか？(例、利用者のニーズやリクエストなど)

Q2. 上記 Q1.を踏まえて、情報開示の現状と課題をどのように考えていますか？

Q3. 上記 Q2.を踏まえて、情報開示の課題解決に向けてどのように考えていますか？
(例、対応の方向性、ガイドラインへの期待など)

以上

平成 28 年度環境報告ガイドライン及び
環境会計ガイドライン改定に向けた
調査・研究業務報告書（案）

<ドラフト>

【第 4 回研究会】

本日も議論いただきたい事項

- Ⅰ 報告書の記載内容とこれまで（第 3 回研究会等）の議論の内容との整合
- Ⅰ その他（報告書の全体構成、項目の過不足などあれば）

目次

1.	研究会提言（結論の要約）	2
1.1	ガイドライン改定骨子（案）	2
1.2	重要な論点	3
2.	調査・研究業務の概要	7
2.1	業務の背景	7
2.2	業務の目的	7
2.3	業務の基本方針および進め方	8
2.4	骨子案（詳細）	9
3.	各論点の基本的視点	10
3.1	ガイドライン改定的前提（論点 1～2）	12
3.2	ガイドライン改定にあたって考慮すべき事項（論点 3～8）	20
3.3	事業者による環境情報開示の内容（論点 9～10）	44
3.4	ガイドラインの普及促進（論点 11～12）	49
4.	ヒートマップ（論点の重み付け）	54
4.1	目的	54
4.2	検討プロセス	54
4.3	重み付けの基準	55
4.4	重み付けのスコアリング結果およびヒートマップ	56

1. 研究会提言（結論の要約）

1.1 ガイドライン改定骨子（案）

1) 環境報告の背景分析（国内外の動向）

- ü 「パリ協定」(2016年11月発効)や「持続可能な開発目標(SDGs)」など国連が主導する持続可能な社会への移行を促進する国際的枠組が確立されて、持続的発展は人類共通の目標として国際的に認知され始めた。また、それを実現するための政策強化が事業者の事業環境に構造的な変化をもたらし、事業活動にも大きな影響が出るようになった。
- ü 持続可能な社会への移行に伴う事業環境の変化で、事業者が気候変動、資源制約、人権問題などの重大な環境・社会・ガバナンス(ESG)課題にバリューチェーンを含めて直面するようになり、その対応に投資の成否を依存する投資家が、事業者の ESG 報告に著しく関心を持つようになった。
- ü 投資家の情報ニーズは、ESG 報告を制度的な財務報告の枠組みで規制する国際的動向を産み出している。事業者は、ESG 報告において、事業活動の環境・社会に対する重大な影響を明らかにすることが求められており、そのリスクと機会の財務的な影響を開示しなければならなくなっている。

2) 改定のスタンス（基本コンセプト）

- ü 国際的には環境報告から ESG 報告に実務動向が変化しているが、現行の「環境報告ガイドライン（2012年版）」「環境会計ガイドライン 2005年版」は共に、当初から環境情報の開示スキームとして設計されており、その立場は今回の改定においても変更しない。
- ü 適切に機能する ESG 報告全体の枠組み作りについて広く社会に提唱し、その存在を前提として、ESG 報告に親和性の高い環境報告の枠組みを設計する。

- ü 環境と経済の好循環を促進するために、環境報告の普及を一層加速させて、先進的な事業者だけでなく、とくに中規模以下の事業者が利用しやすいガイドライン作りを目指す。その実現手段として、ガイドラインをよりコンパクト化し、重要な記載事項の決定原則、"comply or explain"アプローチ、標準的な情報セットの関係をさらに明確にして、利用者の利便性向上を図る。
- ü 事業者が気候変動や資源制約のような重要な環境課題に対する対応を適切に伝えられるように、開示すべき情報内容の高度化とバリューチェーンへの拡大に焦点をあてて、技術的サポートを提供すると共に開示情報に関する指針内容を刷新する。
- ü 新たに長期ビジョン等の将来見通し情報の開示を促し、報告バウンダリの考え方についても一層明確にできるよう工夫する。また、環境報告ガイドラインに環境会計スキームを組み込む方策や、統合報告的な環境情報と財務情報の関連づけ手法を導入する方策についても検討し、将来的にそれらの微調整が可能になるように、ガイドラインのモジュール化を試みる。

1.2 重要な論点

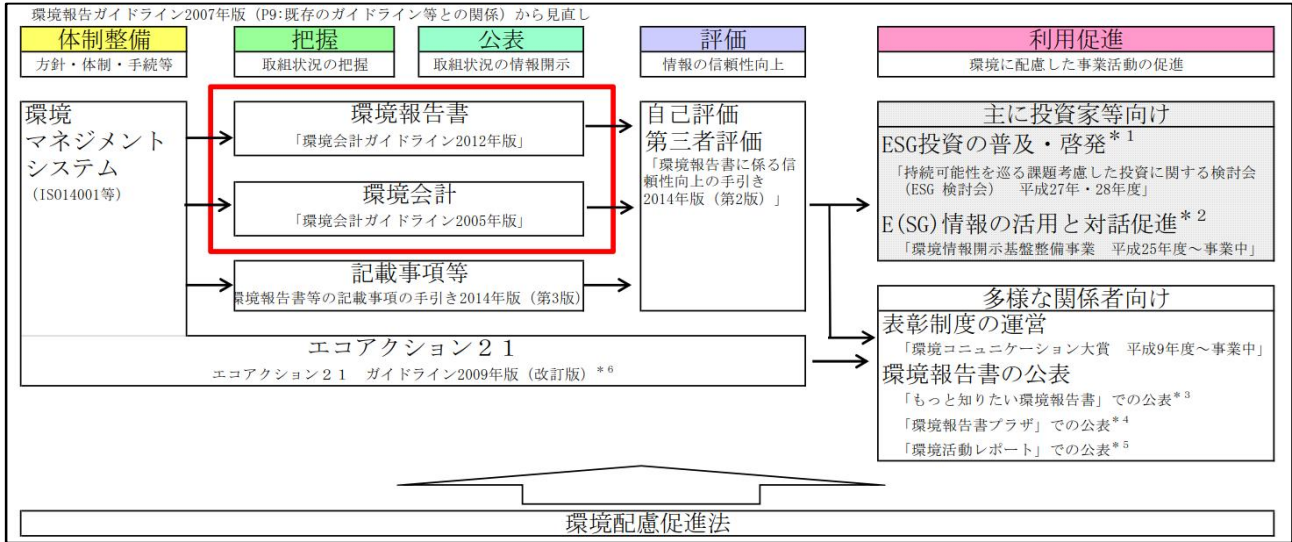
1) 主たる利用者

- ü 幅広い事業者にとって利用しやすいガイドラインの構造設計を検討する。
- ü すべてのステークホルダーの情報ニーズに応えられるガイドラインとする。ただし、持続可能な社会への移行に伴って、ESG 報告に重大な関心を有するようになった投資家の視点には特段に配慮し、環境報告の情報内容を検討・刷新する。

2) ESG 報告全体の枠組みにおける環境報告の位置付け

- ü 持続可能な社会への移行に伴って、事業者の事業活動が社会全体に与える重大な影響が、環境面だけでなく社会面にも及んでおり、両者は多くの場合密接にリンクしている。そのため、環境報告単独よりも ESG 報告の形態で環境報告を実施する方向へと実務がシフトしている。また、重要な ESG 課題の財務的な影響に対する情報ニーズも高くなっていることから、ESG 報告を制度的な財務報告の枠組みに組み込むことや、情報の一覧性を向上させるために財務情報と ESG 情報を関連づける開示手法も開発されている。こうした状況を鑑みて、ESG 報告に親和性の高い環境報告のあり方を検討し、ガイドラインの改定に反映する。

環境省他施策との関係（イメージ）



*1 ESG投資に関する基礎的な理解の向上に資することを旨とした解説書（ESG解説書）を、特に"E"の観点
を踏まえたかたちでとりまとめた。 <http://www.env.go.jp/policy/esg/index.html>

*2 E(SG)情報のデータベース機能と直接対話機能を統合したプラットフォーム。現在、実証運用中。
<https://www.envreport.go.jp/portal.html>

*3 特定事業者の環境報告書を公表するサイト。 <http://www.env.go.jp/policy/envreport/etc.html>

*4 一般事業者等々の環境報告書を公表するサイト（経済産業省）。 <https://www.ecosearch.jp/ja/>

*5 エコアクション21認証・登録事業者の「環境活動レポート」を、
中央事務局（（一財）持続性推進機構）のサイトで公表。 http://www.ea21.jp/list/ninsho_search.php

*6 エコアクション21は、「環境活動レポート」の作成と公表も要求事項としている。
なお、同ガイドラインは2017年に改訂版を公表する予定。

*7 赤囲み部分：今回のガイドラインの改訂領域。

*8 網掛け部分：今回のガイドライン検討にあたって、新たな検討が必要な領域。

3) 事業者とステークホルダーにとっての重要な情報

- ü 気候変動・資源制約など事業者とステークホルダーにとって重要な環境課題について、リスク・機会の両面から高度な情報開示要請に応えられるようにする。その際、事業者とステークホルダーの負担軽減のために、ガイドラインが取り扱う重要な情報を絞り込む。

4) 普及促進策

- ü 環境報告書の質的向上、環境報告書作成・公表の事業者数拡大を図るために、環境コミュニケーション大賞の運営のほか、事業者のインセンティブとなるような普及促進策を検討する。

2. 調査・研究業務の概要

2.1 業務の背景

持続可能な社会の形成が人類共通の課題となっているなか、事業者が提供する環境情報（環境報告書、CSR レポート、統合報告書等）は、事業者とステークホルダーの相互理解と建設的な対話を促すための重要な役割を担っている。

環境情報の作成及び公表の際に、我が国で広く活用されるガイドラインとして環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドラインが存在するが、両ガイドラインとも公表から相当期間が経過しており、環境情報に求められる今後のニーズに鑑みると、環境コミュニケーションのツールとしての規範性の低下が懸念される。

また海外を中心に、環境等の情報を含んだ非財務開示基準やフレームワーク等が多数公表されているが、作成主体、利用客体、開示の粒度や難易度、言語の問題や準拠する際の困難性が千差万別であるため、多くの事業者や国民に利用されることを想定して策定されてきた両ガイドラインが果たすべき役割は依然として大きい。

こうした状況下で、我が国の事業者と国民が安心・信頼して利用できる開示基準として、両ガイドラインを改定し、我が国の事業者の環境情報の量と質の底上げを図ることで、環境情報の利用を促し、もって環境に取り組む事業者が社会から適正に評価される仕組みを構築することが必要である。

2.2 業務の目的

両ガイドラインが抱える論点は多岐に渡っており、改定に先立ち予め論点の網羅的な洗い出しと重み付けを行い、その解決の方向性を明らかにしておくことが必要不可欠である。

そこで本業務に係る調査研究を行い、改定作業を効果的かつ効率的に進めるための有用な参考情報とすることを目的としている。

2.3 業務の基本方針および進め方

本業務においては、①両ガイドライン改定時の論点を洗い出し、②洗い出した各論点を重み付けし、③重み付けの結果をヒートマップにまとめた。また、前述の①と②の参考とすべく文献調査やヒアリング調査を実施した。

なお、上記①の論点の洗い出しにおいては、現状と課題を認識した上で、考えられる対応の方向性を導出することを方針とした（ページ10「3 各論点の基本的視点」を参照のこと）。上記②と③の各論点の重み付けおよびヒートマップの作成においては、複数の視点から定量的・視覚的に評価することで課題の優先順位をできるだけ客観的に明らかにすることを方針とした（ページ54「4 ヒートマップ（論点の重み付け）」を参照のこと）。上記の文献調査においては、海外のガイドライン等を参考にし、グローバルの動向を踏まえることでグローバルスタンダードからみたギャップを論点候補とし、各論点の現状と課題の認識、対応の方向性、論点の重み付けの議論を国際的な潮流に沿ったものとするを方針とした。ヒアリング調査においては、できるだけ広く事業者や投資家、有識者の意見を集めることを方針とした。

2.4 骨子案（詳細）

改定にあたって、ガイドラインは、ステークホルダーの関心が高く、業種業態事業規模を問わずどの事業者においても共通して開示すべき項目（コア情報）をまとめたガイドライン本体と、重要性に応じて事業者が情報開示を取捨選択できる開示項目などの詳細をまとめた付録を分割する。

コア情報として、以下が想定される。

○ ガバナンス

リスク管理および機会獲得のためのガバナンス

○ マネジメントアプローチ（環境全般）

○ 気候変動への対応

マネジメントアプローチ、温室効果ガス排出（・エネルギー消費）に関するリスク認識、対応戦略、対応状況

○ 資源循環への対応

マネジメントアプローチ、資源消費・廃棄物排出に関するリスク認識、対応戦略、対応状況

○ 水ストレスへの対応

マネジメントアプローチ、取水の水量・水質に関するリスク認識、対応戦略、対応状況

○ 生物多様性への対応

マネジメントアプローチ、バリューチェーン（主に最上流の原材料の採取部分を想定）に関するリスク認識、対応戦略、対応状況

3. 各論点の基本的視点

ガイドライン改定における各論点の検討に当たっては、「2.3 業務の基本方針および進め方」に沿って検討され、研究会各回を通じて以下の論点 1)~12)が洗い出された。また、これらの論点については、ガイドライン改定に与える影響の違いにより、3.1~3.4 の4つの視点に分類された。

視点	論点
3.1 ガイドライン改定の前提（論点 1)~2))	1) 改定の目的 2) 両ガイドラインの利用者
3.2 ガイドライン改定にあたって考慮すべき事項（論点 3)~8))	3) 国際的な基準・ガイドライン等 4) 重要な事項を網羅する情報開示 5) ESG 報告全体の枠組み 6) 報告バウンダリ 7) 環境情報の信頼性 8) 業種別 KPI
3.3 事業者による環境情報開示の内容（論点 9)~10))	9) 長期ビジョン 10) 環境会計
3.4 ガイドラインの普及促進（論点 11)~12))	11) ガイドラインの利用しやすさへの配慮 12) 環境情報開示の促進策

以下のように論点毎に「現状」で両ガイドラインを取り巻く国内外の動向を示し、「課題」で現行ガイドラインの課題を示し、「対応の方向性」でガイドライン改定にあたっての方向性を示す。

論点の取りまとめイメージ

(視点)
(論点タイトル)
現状 (両ガイドラインを取り巻く国内外の動向)
課題 (現行ガイドラインの課題)
対応の方向性 (ガイドライン改定にあたっての対応の方向性)

3.1 ガイドライン改定の前提（論点 1)～2))

1) 改定の目的

現状

【ESG 報告枠組みにおける環境報告の位置づけ】

環境報告ガイドラインおよび環境会計ガイドラインは、いずれも環境情報に特化した報告指針であり、今回の改定にあたってはその立場に基本的な変更はない。

しかし、現在では ESG 報告の枠組みにおいて環境報告を取り扱うのが一般的で、国際的にも環境報告単独の報告指針は少なくなっている。

こうした点を考慮して、両ガイドラインの改定に向けた論点整理においては、ESG 報告の動向を前提に検討を進めることとし、その中で環境報告の現状、課題、対応等を考察する。

【環境報告をめぐる国内外の情勢変化】

現行の「環境報告ガイドライン（2012年版）」は平成24年4月に、また「環境会計ガイドライン2005年版」は平成17年2月に策定され、環境報告書等(CSRレポート、サステナビリティレポート等を含む)を作成・理解するための重要な指針として、これまで相当の年月にわたり、事業者とそのステークホルダーに利用されてきた。

しかし、その間、環境報告をめぐる国内外の情勢は大きく変化した。

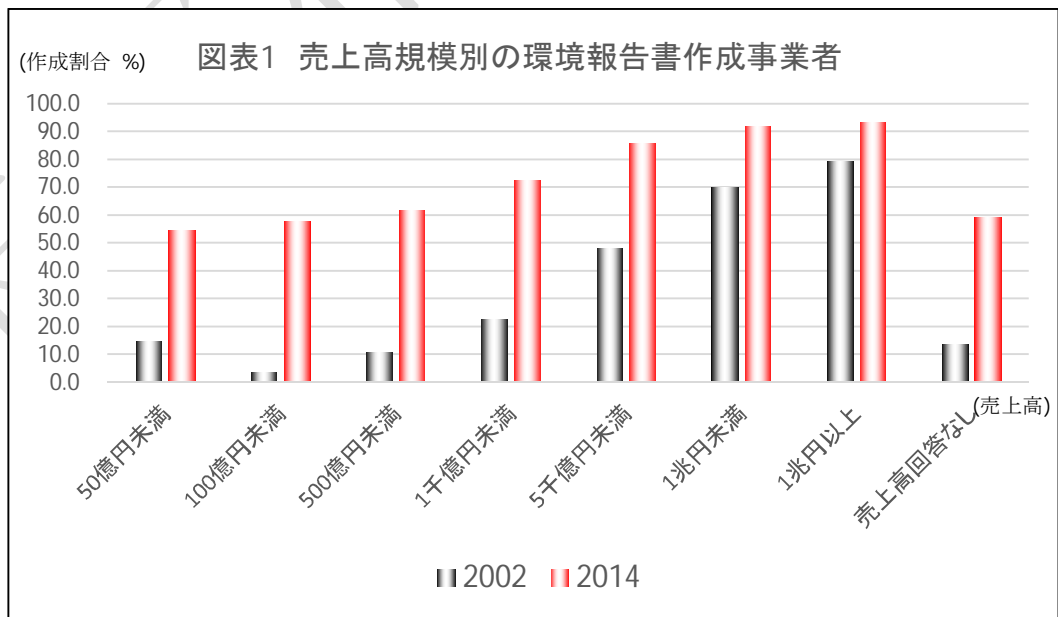
その一つは、2015年に採択された「パリ協定」(2016年11月発効)や「持続可能な開発目標(SDGs)」に見られるような、国連が主導する持続可能な社会への移行を促進するための国際的枠組の確立である。これらによって、持続的発展は人類共通の目標として国際的に認知されるようになり、それを実現するための国際的・国内的な政策の強化を通じて、事業者の事業活動に大きな影響を与える社会状況が出現した。

また、こうした事業環境の歴史的な変化は、事業者の中長期的な成長動向に利害を有する年金基金等の機関投資家の情報ニーズにも影響を与えており、投資先となる事業者の「環境・社会・ガバナンス(ESG)情報」に対する彼らの関心を著しく高める原因ともなった。

さらに、それは同時に、主として過去情報、財務情報に依拠する現行の財務報告制度に変革をもたらす要因ともなっている。欧州連合(EU)が2014年に制定した非財務報告指令や、近年世界各国で相次ぐ上場規則によるESG報告の開示規制など、これまでの財務報告制度では取り扱われてこなかったESG報告を、上場会社等に義務づける国際的な動向を引き起こす発端となったからである。

国内的には、環境報告書を作成・公表する事業者の伸び悩みが依然として解消されておらず、環境と経済の好循環を一層促進するために、さらなる取り組みの強化が必要になっている。

環境省は毎年「環境にやさしい企業行動調査結果」を公表しているが、それによれば、環境報告書を作成・公表する事業者の割合は2006年まで右肩上がりに伸長したものの、その後は横ばい傾向にあり、「環境報告ガイドライン2012年版」の策定以降もその状況に大きな変化は見られない。



出所：環境省『環境にやさしい企業行動調査結果』平成14・26年度より作成。

また、かつて作成割合が著しく低かった売上高 1,000 億円未満の事業者は、この間 60%~70%程度にまで作成割合を伸ばしているが、大規模事業者と比較するとまだ伸長の余地を残している。

環境報告書の品質向上も近年注目を集めている問題である。

我が国では、少数の先進的な大規模事業者を除いて、環境報告書の記載事項が定型化する傾向にあり、持続可能な社会への移行に伴う報告内容の高度化や情報収集範囲の著しい拡大に対して、適切に対応することが困難な事業者も少なくない。これは、事業者の規模を問わず、我が国の環境報告書作成実務における共通の課題である。

課題

【持続可能な社会への移行を促進する国際的枠組の確立】

事業者が直面する重要な ESG 課題が変質しており、現行の環境報告ガイドラインと環境会計ガイドラインでは、それらに十分に対応できなくなっている。

【投資家の ESG 情報ニーズ】

現行の環境報告ガイドラインと環境会計ガイドラインは事業者が任意に作成する環境報告書等の記載事項等を取り扱うものであり、必ずしも投資家の情報ニーズに対して適切に応えられるように設計されていない。

【ESG 情報開示の制度的規制】

環境報告ガイドラインは、制度的な財務報告において環境情報が開示される場合の報告指針としても有効であるが、ガイドラインの構造、重要性の考え方、バリューチェーン情報の取り扱いなどを含めて、現在は大幅なアップデートが必要になっている。

【環境報告書等を作成する事業者の伸び悩み】

環境報告ガイドラインと環境会計ガイドラインの理解しやすさ・利用しやすさを一層向上させて、これらの実務にこれまでなじみのなかった中規模以下の事業者の利用促進を図る必要がある。

【環境報告書の品質向上】

環境報告書の記載内容が高度化し、情報収集範囲が拡大する現状においては、環境報告ガイドラインの実務指針として有用性をさらに高める工夫をする必要がある。

対応の方向性

1. 持続可能な社会への移行に伴って事業者が直面する環境課題に対応できるように、重要な記載事項の決定方法を明確に示し、標準的な情報セットの構成を更新する。
2. 投資家の情報ニーズを充足できるように、重要な環境課題の財務的な影響についても指針を提供する。
3. 中規模以下の事業者がガイドラインを利用しやすくするために、ガイドラインのコンパクト化、記載事項の絞り込み、デザイン等の工夫による視覚的な使いやすさ等を検討する。
4. バリューチェーン情報のデータ収集方法や計算・加工方法について、技術的サポートのあり方を検討し、環境報告ガイドラインに組み込む。

他の関連する論点

2) 両ガイドラインの利用者

現状

環境報告ガイドラインおよび環境会計ガイドラインの想定する利用者は、環境報告書や環境会計情報を作成・公表する事業者と、その読者となるべきステークホルダーである。

【事業者】

持続可能な社会への移行が進むにつれて、気候変動などの環境問題に対する政策の強化や紛争鉱物などサプライチェーンでの人権問題に起因する事業上の制約等を通じて、事業者は様々な ESG 課題に直面するようになった。

こうした構造的な事業環境の変化は、一方で事業者にビジネスモデルの転換や多額の投資を迫り、他方では環境配慮製品市場等の拡大が新たなビジネス機会を産み出すなど、将来にわたるダイナミックな財務的な影響となって、事業者の成長プロセスを短中長期にわたり左右する要因になっている。

また、事業者が対応・報告すべき ESG 課題の責任範囲が、旧来の「事業エリアにおける環境マネジメント関連事項」から、「事業活動の直接的・間接的な環境・社会に対する影響」へと変質し、バリューチェーン全体に拡大している。

【ステークホルダー】

持続可能な社会への移行で、多くの ESG 課題が事業者の成長プロセスに影響を及ぼすようになれば、投資家は事業者が抱える ESG 課題とその適応戦略・目標・実績に関心を持つようになる。それが投資の将来的な成否を決定する基幹的な情報になるからである。そのため、投資家の ESG 情報に対するニーズは世界的に高まっている。

このことは、近年、EU、英国、フランス等が制度的な財務報告の枠組で広範な ESG 情報の開示規制を開始したことや、世界各地の証券取引所が上場規則で ESG 報告の促進を図っていることによく現れている。

もちろん ESG 報告に関心を持つステークホルダーは投資家だけではない。NGO 等の市民組織が事業者の環境・社会行動をモニターする場合は ESG 報告が重要な情報源であるし、何らかの目的で ESG 情報を利用するステークホルダーの範囲は社会全体に及ぶ。

しかし、投資家の情報ニーズは、彼らへの情報提供を主たる目的とする財務報告制度の方向性に大きな影響を与える点で特異である。投資家の ESG 情報ニーズが強くなれば、中長期的には開示規制に反映されるなどして、結果的に ESG 報告を社会的に促進する効果が得られる。

また、投資家の ESG 情報ニーズは、持続可能な社会への事業者の適応戦略に焦点をあてるため、重要な ESG 課題をすべて網羅することになるので、その他のステークホルダーの関心事と基本的に矛盾しない。

このことは、上場規則による ESG 情報の開示規制が、特定の情報に偏ることなく、いずれも完全な仕様での ESG 報告を要求していることからわかる。

課題

【事業者が直面する ESG 課題】

現在、事業者が直面する ESG 課題は、環境・社会の幅広い範囲に及んでおり、基本的に環境情報だけを取り扱う現行の環境報告ガイドラインおよび環境会計ガイドラインでは、それらを十分に捕捉できなくなっている。

そのため、環境報告ガイドラインおよび環境会計ガイドラインが今後も環境情報中心に構成されるのであれば、それらを補完する ESG 報告の全体的な枠組みが必要である。

また、環境情報に関しても、現行の環境報告ガイドラインが策定された 2012 年当時と比べて、重要性の高い課題や開示すべき情報の内容が大きく

変化しており、それらを適切に取り扱えるようなガイドラインへの改定も急務になっている。

【ESG 課題の財務的影響】

現行の環境報告ガイドラインおよび環境会計ガイドラインはそれぞれ個別に策定されており、相互に緊密に連携し、財務報告とも積極的に関連づけられるようには設計されていない。

ESG 課題の財務的影響が、投資家等のステークホルダーにとって重要性の高い情報であるならば、それを明らかにできるように、ガイドラインの設計変更が検討すべき事項になる。

【報告責任範囲のバリューチェーン拡大】

事業者が対応・報告責任を負うべき ESG 課題の範囲がバリューチェーン拡大する状況では、環境報告ガイドラインおよび環境会計ガイドラインが、その傾向に十分応えられるようにするために、ガイドラインを精査して、重要な問題点を修正する必要がある。

【投資家の ESG 情報ニーズ】

現行の環境報告ガイドラインおよび環境会計ガイドラインは、いずれも投資家の ESG 情報ニーズをとくに考慮して設計されていない。

投資家はあくまでもステークホルダーグループの一つとして位置づけられているだけであって、その情報ニーズを充足できるような情報開示スキームが次世代型環境報告のメインストリームになるような状況は想定していないのである。この点も早急な是正が必要である。

対応の方向性

1. 我が国の経済社会に適合的な ESG 報告全体の枠組み作りを広く社会に提言し、可能であれば、NGO 等を支援して社会報告ガイドラインの策定環境を整備する。
2. 投資家の情報ニーズを充足するために、長期ビジョン、持続可能な社会への適応戦略・目標・実績、財務的な影響などの、将来見通し情報が開示されるように指針化を検討する。

他の関連する論点

未定稿検査中

3.2 ガイドライン改定にあたって考慮すべき事項（論点 3）～8）

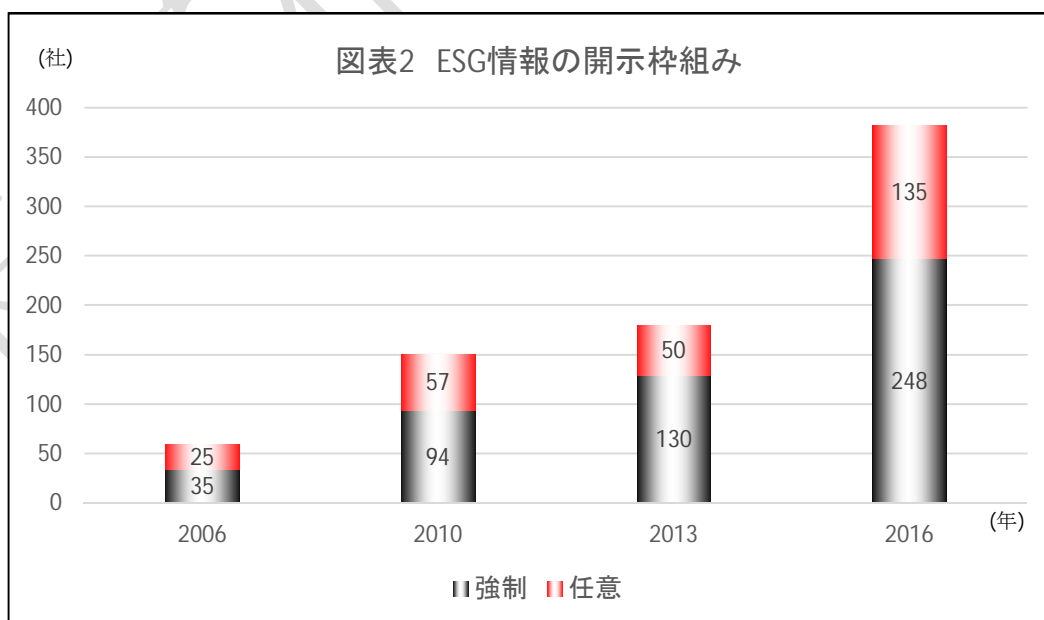
3) 国際的な基準・ガイドライン等

現状

【開示規制と基準・ガイドライン】

ガイドラインの改定にあたっては、国際的な ESG 報告の枠組みについて、十分に分析しておく必要がある。ガイドラインの利用者である事業者は、国内だけで事業活動を完結するわけではなく、規模の大小にかかわらず、そのバリューチェーンは世界規模で広がっているからである。

たとえば、グローバルに事業展開する大規模事業者が、海外向けに環境報告書やアニュアルレポートを作成しようとするれば、国際的な報告指針の適用は不可欠である。また、専ら国内で事業活動を営む小規模事業者の場合であっても、バリューチェーンのどこかでグローバル企業のサプライチェーンに接触することは避けられず、CSR 調達への対応等を通して国際的な ESG 行動指針等の影響下に置かれる可能性がある。こうした事態にまったく遭遇せずにビジネスができるという前提は現実的でない。



出所：KPMG et.al.(2016),Carrots and Sticks, Global trends in sustainability reporting regulation and policy, p.9 より作成。

国際的な ESG 報告枠組みについては、近年制度的な規制強化が進行している。それも、単発の環境報告書に対する開示規制ではなく、制度的な財務報告の枠組みにおける ESG 報告規制である。こうした強制力のある ESG 報告枠組みは、その数が 2010 年以降急増している(図表 2)。

また、それは、会社法による財務報告規制と証券取引所の上場規則による開示規制に分けられるのが特徴である。前者の代表的な事例は、フランスのグルネル 2 法(2010 年)^{*1}、スペインの持続的経済法(2011 年)^{*2}、インドの会社法(2013 年)^{*3}、英国の会社法 2013 年規則(2013 年)^{*4}、EU の非財務報告指令(2014 年)^{*5}であり、後者には、南アフリカ(2010 年)^{*6}、インド(2012 年)^{*7}、オーストラリア(2014 年)^{*8}、台湾(2014 年)^{*9}、香港(2015 年)^{*10}、シンガポール(2016 年)^{*11}が含まれる。

【気候変動情報】

持続可能な社会への最大のハードルは気候変動である。ESG 情報の開示規制においても気候変動情報は中心的な報告課題になっている。

一般的に、財務報告の枠組みにおける ESG 情報の開示規制は、開示内容の細目を法令で定めない、いわゆる「原則主義」を採用することが多い。しかし、その場合は、詳細な開示内容の指針を提供するために、「細則」をガイドライン等で定めるのが国際的な慣行になっている。

現在のところ、気候変動情報に関する「細則」を扱う基準、ガイドライン、取り組みには、Climate Disclosure Standards Board(CDSB)の気候変動報告フレームワーク 1.1 版(2012 年)^{*12}、毎年アンケート調査を実施する Carbon Disclosure Project(CDP)、米国証券取引委員会(SEC)の登録企業向けに策定された Sustainability Accounting Standards Board(SASB)の SASB 基準^{*14}があり、さらに、2015 年に G20 が要望した金融安定理事会(FSB)の「気候変動関連の財務情報開示に関するタスクフォース(TCFD)^{*15}」による気候変動情報の開示ルール作りに社会的な関心が集まっている。

【統合報告】

統合報告も ESG 報告に関連する重要な国際的動向の一つである。当初英国で構想され、その後 2010 年設立の国際統合報告審議会(International

Integrated Reporting Council) *16に引き継がれた統合報告の枠組み作りは、本来 ESG 情報の開示規制で肥大化した制度的な財務報告の構造面における改善策であった。

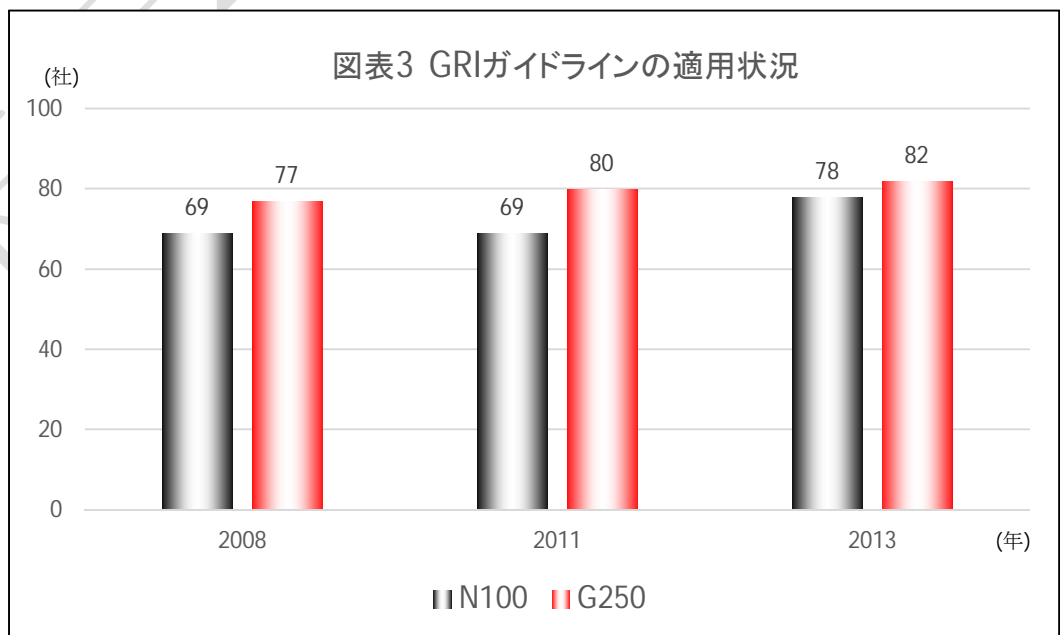
統合報告は、価値創造プロセスが様々なステークホルダーによる資源提供で成り立っている事実を認識し、それらのステークホルダーに適切な配慮を行って経営するという「統合思考」の存在を前提として、事業者の戦略、ガバナンス、業績、将来見通しに関する重要な情報を、環境・社会を含む事業環境を反映できるような方法でまとめた企業報告である。

その情報特性は、事業者の価値創造プロセスのダイナミックな実態を短中長期の時間的経過において描写するものであり、ESG 情報と財務情報との関連づけやコンパクトな報告書構成を志向する点が特徴である。

ちなみに、南アフリカでは 2010 年から上場会社に統合報告書の作成を義務づけて*17おり、インドでは ESG 報告が義務づけられる上位 500 社に、2017 年-18 年の事業年度から統合報告書の自主的な作成を勧告*18した。

ESG 報告のあり方を検討するのであれば、近未来の財務報告形態として、統合報告のコンセプトや構造への理解を深めておく必要がある。

【GRI スタandard】



出所 : KPMG International(2013), The KPMG Survey of Corporate Responsibility Reporting 2013, p.31

GRI ガイドラインは、ESG 報告の国際的ガイドラインとして、現在世界でもっとも利用されている。世界の大企業 250 社(G250)で見ても、各国の売上高上位 100 社(N100)で見ても、ESG 報告の適用指針は GRI ガイドラインが支配的であり、その傾向はすでに何年も前から定着しているのが現状である(図表 3)。

こうした中で、2016 年 10 月に、現行の GRI ガイドライン第 4 版が、GRI スタンダードへと発展的に解消され、今後はガイドラインとして改定が行われないこととなった。GRI ガイドラインの「基準化」である。

その背景には ESG 報告が制度的な財務報告の枠組みに組み込まれつつある近年の状況がある。財務報告における原則主義の開示規制を補完する細則として、GRI スタンダードは ESG 報告基準の立場を確立しようとしている。

この転換によって、我が国の事業者が ESG 報告を行う際に、少なからず影響を受けるおそれがある。環境報告ガイドラインは環境情報に特化した報告指針であり、ESG 報告の形態を採用する場合は、これまでは多くの事業者が社会情報について GRI ガイドラインを補完的に適用してきたからである。

しかし、GRI スタンダードは、ESG 報告基準としての位置づけから、適用条件がより厳格になっており、我が国の事業者にとっては、その補完的な利用が困難になる可能性を否定できない。そのため、その受け皿となるような、ESG 報告全体の枠組み作りは、今後の重要な課題である。

【"comply or explain"アプローチ】

ESG 報告枠組みに関する国際的動向の中で、"comply or explain"アプローチの採用は次第に一般的な傾向になっている。

これは元々英国のコーポレートガバナンス・コード(コード)に組み込まれた考え方で、コードに定めた基本原則については履行を義務づけ、その達成手段としての細則には事業者の裁量権を認めるという手法である。

このアプローチを ESG 報告枠組みに組み込むことで、ESG 報告は事業者の事業特性や規模を柔軟に反映することが可能になる。

"comply or explain"アプローチは現行の環境報告ガイドラインにも組み込まれているが、必ずしも実務で十分に活用されているとはいえず、その適用促進が環境報告ガイドラインの課題である。

また、オランダ、南アフリカのコードでは、"comply or explain"の考え方を合理的に修正した"apply and explain"アプローチが採用されている。これは、コードの諸原則を適用(apply)する場合、それをどのように適用したかの説明を付記させる(explain)という手法で、ESG 報告枠組みにおける、原則主義と細則主義の融合手段として、今後さらに普及する可能性がある。

【開示情報の信頼性確保】

ESG 報告の信頼性確保はステークホルダーの利益に直接関わる重要な課題である。

世界的に見れば、独立した専門家による保証(assurance)を任意で受審する実務が一般化しており、ESG 報告を含む財務報告について、財務諸表には監査報告書を、ESG 報告には保証報告書を併記するアニュアルレポートも珍しくない。

また、フランスのように、財務報告の開示規制に保証業務の受審を組み込んだ国もあり、財務報告における ESG 情報の開示規制が進むにつれて、ESG 報告の信頼性確保手段に関する制度的な規制のあり方が議論される状況が一般化するものと考えられる。

課題

【開示規制と基準・ガイドライン】

【気候変動情報】

現行の環境報告ガイドラインは、財務報告における環境情報開示も想定した汎用的な環境報告の指針として設計されているが、スコープ 3 情報やバリューチェーン情報等を含めた記載事項の高度化に十分対応できている

か否かについて、あらためて検討が必要であり、場合によっては適切な方法で修正することも考慮しなければならない。

【統合報告】

現行の環境報告ガイドラインは、統合報告に見られるような「ESG 情報と財務情報を関連づけてコンパクトに報告する」という報告技術上の革新を十分には反映できていない。利用者の利便性を向上させるために、環境報告における統合報告的なアプローチのあり方について、よく検討する必要がある。

【GRI スタンドアード】

GRI スタンドアードの問題は、環境報告ガイドラインが ESG 報告の一部しか担わない現状への対応と密接に関わっている。これについては、環境報告ガイドラインも含めた、我が国における ESG 報告枠組みの全体的なあり方をどのように考えるのかを、あらためて環境報告ガイドラインの立場から明らかにする必要がある。

【"comply or explain"アプローチ】

事業者の業種特性や規模を適切に反映したガイドラインの利用が可能になるように、環境報告ガイドラインの柔軟性を向上させる手段として、その機能の組み込み方を検討する必要がある。

【開示情報の信頼性確保】

環境報告書の信頼性確保については、2014 年 5 月に「環境報告書に係る信頼性向上の手引き（第 2 版）」が公表されているが、ESG 情報の開示規制が急速に進む国際的な状況を考慮して、再度、そのあり方を整理することが今後の改定等に向けて役立つと考えられる。

対応の方向性

1. TCFD の最終報告書も検討材料に含め、重要な課題である気候変動情報については、開示のあり方、具体的な KPI、バリューチェーン対応、識別・評価など、情報の有用性を向上させる方策を詳細に検討する。

2. 環境報告に統合報告的なアプローチを導入し、事業者の適応戦略の全体像をダイナミックに俯瞰できるような工夫をする。
3. "comply or explain"の意義と適用方法を明確にし、標準的な情報セットとの組み合わせが十分に機能するように、構成を工夫する。

他の関連する論点

未定稿検査部

4) 重要な事項を網羅する情報開示

現状

【重要な記載事項の決定方法】

環境報告の目的は、持続可能な社会への移行に向けて、事業者が事業活動の直接的・間接的な環境への重大な影響を自ら評価し、重要な環境課題への対応方針・目標・実績を明確に伝えることで、ステークホルダーに事業者の持続的発展への貢献と適応状況について理解させることにある。

現行の環境報告ガイドラインは、その際の報告原則として、まずステークホルダーの意思決定に有用な情報(目的適合的な情報)を識別し、その中からステークホルダーの意思決定に影響を与える情報(重要な情報)を抽出して、それらを重要な記載事項として網羅的に開示する、というプロセスを採用している。

また、一般の事業者にとって重要な記載事項と考えられる5分野40項目の標準的な情報セットを、あらかじめ「環境報告の代表的な情報・指標」として特定し、それらの開示を"comply or explain"アプローチにもとづいて実施することで、報告原則に従って記載事項を選択したのと同等の結果が得られるように、報告原則(原則)と記載事項(細則)の融合を図っている。

しかし、実務においては、必ずしも原則的なアプローチが適用される場合ばかりではなく、重要な環境課題の評価がないままに、標準的な情報セットをチェックリストにして記載事項を決定する事例も少なくない。

ガイドラインの改定にあたっては、この状況を改善するための工夫が必要であり、「重要な環境課題の評価が重要な記載事項の決定プロセスの基礎である」ことを、ガイドラインの構成等によって明確に示す必要がある。

【環境マネジメント情報と重要な情報との関係】

現行の環境報告ガイドラインで特定した標準的な情報セットは、マテリアルフローの構成要素にもとづいて選定されている。

その理由は、それ以前のガイドラインが、環境マネジメントの体制や機能状況を実態開示する目的で設計されており、現行の環境報告ガイドラインも、標準的な情報セットの選定に際して、その方向性を踏襲したからである。

歴史的に見ると、環境報告書は元来環境情報を開示させることが目的ではなく、事業者が環境マネジメントを自発的に実施させる上での社会的モニタリングツールとして導入された経緯がある。そのため、かつては環境報告書の記載事項が環境マネジメント情報で占められていた。

このことは、環境報告書の開示制度として知られる、デンマークの環境計算書法(1995年)やオランダの環境管理法(1997年)が、立法趣旨に事業者による環境マネジメントの導入促進を掲げていたことからわかる。

しかし、社会の関心が環境報告から ESG 報告に移るにつれて、ESG 課題の実効的解決を可能にするために、事業者の対処すべき課題の責任範囲は、環境マネジメントが管理対象とする事業活動の直接的な影響から、取引関係を媒介とした間接的な影響を含むものへと拡大した。それは重要な ESG 課題の多くが事業活動の間接的な影響に起因するものだからである。

たとえば、気候変動では、バリューチェーンで発生するスコープ 3 排出量が、環境マネジメントで管理するスコープ 1 排出量とスコープ 2 排出量の合計よりも、はるかに多い場合がある。一般に環境マネジメントではスコープ 3 排出量を管理下に置かないので、その場合は、事業者が把握する排出量よりもはるかに多い排出量が、「隠れた排出量」として社会的費用に転嫁され、または、サプライチェーンを経由して事業者のコストになる。

また、我が国で生産される環境配慮型製品は、事業者が財務的な利益をもたらすだけでなく、バリューチェーンでの排出量削減に貢献するものが多い。しかし、こうした事業者による削減貢献も通常は環境マネジメントの管理範囲から除かれている。

現在では、「事業者の事業活動が直接的・間接的に環境・社会に及ぼす重大な影響」が重要な ESG 課題の選定基準である。そのために、重要な ESG 課題はバリューチェーンのどこにでも発生する可能性があり、それらはすべて重要な記載事項になる。

この考え方を、ガイドラインの利用者に対して一層明確に伝えられるようにするために、標準的な情報セットの選定を含めて、ガイドラインの構成等を十分に吟味する必要がある。

その際に、バリューチェーンで発生する重要な環境課題の情報収集方法、それらの課題がもたらす「リスク・機会」の識別・評価手法、財務的な影響の評価・開示手法等についても、利用者に提示できるように工夫することが望ましい。

【持続可能性と重要な環境課題】

事業者が、持続的発展に貢献する上で、とりわけ重要な環境課題がいくつかある。その一つが気候変動である。

パリ協定の締結に見られるように、気候変動の影響回避は人類が早急に対応すべき最優先課題であり、その成否は地球生態系の将来を左右する。

また、人口増加や新興国の都市化に伴って、資源制約もグローバルな課題になっている。ここには、多くの地域で深刻な問題になっている淡水不足も含めることができるだろう。

こうした重要な環境課題は事業者の事業活動に大きな影響を与える。

たとえば、世界が気候変動の影響を回避するために、国連の「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」が提唱する2度シナリオに沿って、一斉に化石燃料の燃焼を削減すれば、化石燃料採掘権を資産計上する事業者に大規模な資産価値の損失化(減損)を強いることになり、その結果として生じる株価の大規模な下落がシステミックリスクになる可能性がある。

さらに、世界規模でエネルギー転換が起こるために、生産活動に化石燃料を利用する事業者は、エネルギーシステムの変更に莫大な投資が必要になる。これも株価への影響因子である。

その一方で、エネルギー転換は、再生可能エネルギーや社会インフラ整備に特需を引き起こすかもしれない。その場合は、関連産業にとって大きなビジネスチャンスになり、産業構造を根本的に変える可能性すらある。

こうした懸念に対して、現在では CDP や TDFD のような国際的取り組みが進められており、それらはいずれも情報開示を通じて事業者の環境行動を透明化するのに役立っている。

もちろん、現行の環境報告ガイドラインおよび環境会計ガイドラインにおいても、気候変動情報の適切な開示に関する指針をすでに提供しているが、とりわけ重要な環境課題に対する事業者の「リスクと機会」をより一層明確に伝えられるようにするために、改定の方向性を十分に精査することが求められる。

課題

【重要な記載事項の決定方法】

重要な記載事項の決定に際しては、まず重要な環境課題を「リスクと機会」の両面から識別することが必要であるが、これが必ずしもガイドライン利用者に周知・理解されているとはいえない状況にある。

【環境マネジメント情報と重要な情報との関係】

重要な環境課題がバリューチェーンのどこでも発生し、それが事業者の責任範囲であることを、ガイドライン上でもさらに明確にする必要がある。また、バリューチェーン情報を事業者が適切に取り扱えるように、情報の収集方法や財務的影響も含めたリスク・機会の評価手法等を提示するなど、事業者の利便性に配慮したガイドライン作りが求められる。

【持続可能性と重要な環境課題】

事業者が重要な環境課題に関する「リスクと機会」をより一層明確に伝えられるように、記載事項のウエイト付け等を含めて、ガイドライン改定の方向性を十分に精査しなければならない。

対応の方向性

1. 重要な環境課題をリスクと機会の両面から識別・開示できるように指針化する。
2. 重要な記載事項を決定する方法(重要性原則)を明確にし、その実施手順が開示されるように指針化する。

3. バリューチェーン課題については識別・開示方法についての技術的サポートを提供する。
4. 気候変動や資源制約は持続可能な社会にとって重要性の高い課題なので、それらの情報開示については、前例にとらわれずに、指針化の方向性を慎重かつ詳細に検討する。

他の関連する論点

未定稿検査済

5) ESG 報告全体の枠組み

現状

【ESG 報告と環境報告】

事業者が環境報告で開示すべき環境課題は、持続可能な社会への移行に向けて、事業者が直面する重要な ESG 課題の一部を構成している。

重要な ESG 課題は、「事業者の事業活動が直接的・間接的に環境・社会に及ぼす重大な影響」から抽出され、それを評価する際のベンチマークは持続可能性である。

持続可能性の概念は、永続的な資源・エネルギーアクセスの保障を各世代に求める点で環境問題の側面を持ち、その評価基準が世代間公平である点や、持続可能な社会の実現に貧困の撲滅や社会的平等の確保といった社会システムの改善が深く関係している点で、社会問題でもある。

また、こうした持続的可能性における環境要因と社会要因は相互に密接にリンクしており、現実的に両者は限りなく一体化している。

そのため、本来であれば、事業者の環境報告は ESG 報告の一部として独立に実施されるか、または、一元的な ESG 報告の形態で行われることが望ましい。しかし、環境報告ガイドラインと環境会計ガイドラインは、当初から環境情報に特化した報告指針として設計されており、その立場は現在も変わらない。

ESG 報告の作成実務において、我が国の事業者には、環境報告ガイドラインと GRI ガイドラインを併用するか、それらを参考にして設定した自社基準を適用する事例が多く見られる。

また、ガバナンス情報の開示に関しては、日本版コーポレートガバナンス・コードの策定で品質が著しく改善されたコーポレートガバナンス報告書が有用性を発揮している。

しかし、社会報告の場合、GRI ガイドラインや GRI スタダードが求めるグローバル水準の情報開示に、対応が容易でない事業者が存在することも事実である。とくに基準化で準拠性への要求が強くなった GRI スタダードに対しては、その取り扱いが我が国の多くの事業者にとって今後の大きな課題になっている。

こうした状況を考慮するとき、可能であれば、我が国の事業者にとって利用しやすい社会報告に関する報告指針が存在することが望ましい。官民を問わず、そのような報告指針が策定されるようになれば、環境報告ガイドラインは、ESG 報告の一部を担う重要な指針として、より適切に機能できるようになり、これを補完する ESG 報告全体の枠組みが構築されて、我が国における ESG 報告の促進体制が整備されることになる。

環境報告は ESG 報告の一部として存在するので、環境報告ガイドラインも、そうした ESG 報告全体の枠組みの中で機能することを前提に、改定の方角性を定めることが望ましい。

【財務報告と環境報告】

ESG 報告の国際的な方向性は、財務報告との一元化であり、それに伴って増加する情報量を消化するための統合報告によるコンパクト化である。

我が国では、すでに環境情報開示基盤整備事業によって環境情報の XBRL 化が進められており、財務報告の電子開示システムである EDINET との親和性を高めている。

しかし、持続可能な社会への移行に向けて、事業者の適応戦略、目標、実績等を「リスクと機会」の両面から捕捉し、投資家の情報ニーズに応えられるようにするためには、環境報告を含む ESG 報告と財務報告との関連性強化や、統合報告の導入に関する検討が望まれる状況になっている。

課題

【ESG 報告と環境報告】

環境報告が ESG 報告の一環として実施されるものであるならば、我が国の事業者にとって使いやすい ESG 報告全体の枠組みが必要であり、とくに社会報告の報告指針作りが望まれる。

環境報告ガイドラインの改定にあたっては、ESG 報告全体の枠組み構築が進んだ場合であっても、ガイドラインの基本的な機能性を損なわないように、ガイドラインのモジュール化を含めた柔軟な構造設計を検討する必要がある。

【財務報告と環境報告】

環境情報開示基盤整備事業をさらに進めて、利用可能な環境情報の規模と品質を改善し、財務報告との親和性を一層高める準備が必要である。

対応の方向性

1. ESG 報告全体の枠組み作りを広く社会に提唱し、社会報告ガイドラインの策定環境を可能な限り整備する。
2. 環境報告ガイドラインのモジュール化を検討する。
3. 環境情報開示基盤整備事業にガイドラインの重要な改定点が反映されるよう働きかけを行う。

【申送事項】

環境以外の側面に関する報告では、関係諸団体との協力やパートナーシップ等を別途検討することが考えられる。

- ü 社会性報告のガイドラインを非政府セクターで策定し、かつ世界に先駆けてXBRLを採用すれば、環境報告、ガバナンス報告、財務報告を全てリンクさせることが可能となり、環境情報の利用者の利便性が高まると考えられる
- ü 社会性報告ガイドラインそのものは民間等で策定することは容易である。しかし、策定しただけでは活用されない可能性があるため、我が国で広く利用されるための促進策も併せて検討することが重要と考えられる

他の関連する論点

未定稿檢閱中

6) 報告バウンダリ

現状

【報告バウンダリの二元性】

現行の環境報告ガイドラインにおける報告バウンダリ(報告対象範囲)は二元的に構成されている。

原則的な報告バウンダリは「事業者が経営する企業組織全体」であり、企業集団では、それが「連結決算対象組織全体」になる。いずれの場合も、報告バウンダリは企業組織を包含するだけで、バリューチェーンのような企業組織の外側にまで拡張されない。

その一方で、バリューチェーンマネジメントを事業戦略に組み込む事業者の場合は、バリューチェーン全体が報告バウンダリになる。そうした事業者に対しては、バリューチェーンマネジメントの方針・目標・実績、CSR 調達、環境配慮型製品等の追加的な情報開示が推奨される。

これは、現行の環境報告ガイドラインが拡大生産者責任という考え方を導入し、財務的な連結範囲を報告バウンダリとする従来の方向性を踏襲しながらも、必要に応じてバリューチェーンの環境課題も開示対象とするように、事業者に自主的な対応を促そうとした結果である。

しかし、この二元的な構成は報告バウンダリをわかりにくくしている。通常の報告バウンダリは連結範囲であって、バリューチェーンは努力目標であるかのように誤解されかねないからである。

さらに、そのことが、「財務情報以外は企業集団の一元的な情報管理が行われない」という我が国産業界の特殊な事情と相まって、報告バウンダリ設定に関する実務上のバラツキを引き起こしている。

少なくとも完全な連結範囲で報告バウンダリを設定する事業者は一部に留まり、情報収集可能な組織範囲を報告バウンダリとする事例も少なからず存在する。そのようなケースでは、報告バウンダリが合理的に設定され

ていないので、事業者が重要な環境課題の識別を適切に実施したかどうか判断できず、開示情報の信頼性は著しく低下する。

また、任意で作成する統合報告スタイルのアンニュアルレポート等において、財務情報の報告バウンダリが連結範囲であるのに、それに関連づけられる ESG 情報の報告バウンダリは親会社単体であるような事例も少なくない。ESG 報告において、ダイバシティ重視を重要な課題に掲げているにもかかわらず、その基礎データとなるべき企業集団の性別従業員数が収集・開示できない大規模事業者も数多く存在する。

環境報告で開示すべき重要な環境課題は、「事業活動が直接的・間接的に環境へ及ぼす重大な影響」を判断基準として、選定するのが原則である。したがって、その影響範囲がバリューチェーンに及べば、そこが報告バウンダリであり、企業組織内部に留まれば、そこが報告バウンダリになる。

報告バウンダリとは、「事業者の事業活動による直接的・間接的な環境への重大な影響範囲」である。

【組織プロフィールと報告バウンダリ】

環境報告の報告バウンダリは、重要な環境課題の開示範囲を決める際の判断ツールである。その概念規定にもとづく限り、報告バウンダリの考え方は、組織プロフィールのような基本情報には適用されない。

従業員数等の組織プロフィールは、事業活動を行う組織自体を描写する情報であって、事業者が単体なら単体ベースで、企業集団なら連結ベースで報告するのが妥当である。それが事業活動の遂行主体だからである。

そのため、ガイドラインの構成上、報告バウンダリの説明は、記載事項の選定基準である重要性(マテリアリティ)原則と関連づけて配置するのが合理的であり、現行の環境報告ガイドラインのように、環境報告全般の「基本指針」区分に配置することは、かえって誤解を生じやすい。

これは、環境報告の目的が環境マネジメント情報の提供にあった時代の名残であり、適切な概念規定と配置によって、報告バウンダリの意義が正しく理解されるように、ガイドライン全体の構成を見直す必要がある。

課題

【報告バウンダリの二元性】

報告バウンダリは、重要な環境課題の開示範囲を決める判断ツールであり、その意義は「事業者の事業活動が直接的・間接的に環境に及ぼす重大な影響範囲」であることを、明確にしなければならない。

また、報告バウンダリにバリューチェーンが含まれる場合、一般的に想定される重要な環境課題は何か、その識別・評価はどのように行われるべきか等について、明確で具体的な技術的サポートが必要である。さもなければ、重要課題の存在は推定できたとしても、事業者はそれを開示することが困難になり、環境報告の有用性が低下することになる。

【基本情報と報告バウンダリ】

組織プロフィール等の基本情報については、組織自体の範囲が必然的に報告範囲となるので、報告バウンダリの説明とは明確に区分することが望ましい。

対応の方向性

1. 報告バウンダリの意義・位置づけを明確にする。
2. 組織プロフィール等の開示範囲は報告バウンダリから切り離す。

他の関連する論点

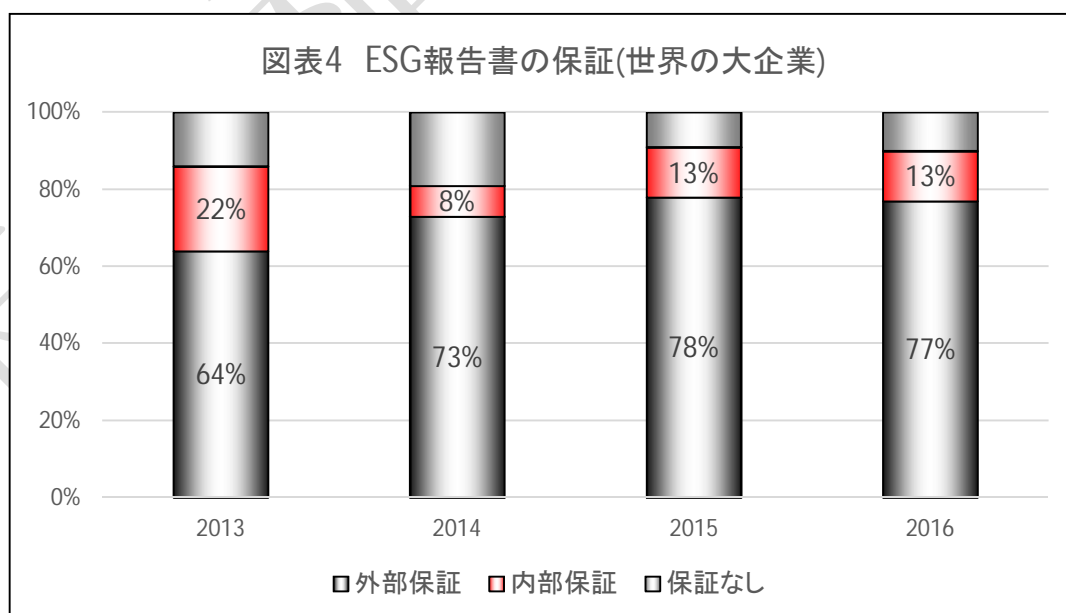
7) 環境情報の信頼性

現状

現行の環境報告ガイドラインでは、情報の信頼性確保について、「環境情報を第三者が審査等をした場合には、審査等の実施を証する書類を添付する」と指示するだけで、その方策として第三者審査、第三者意見、ステークホルダーエンゲージメントを例示するに留め、情報の信頼性を確保する理由や適切な手法に関しての具体的な指針を提供していない。

また、環境配慮促進法では、環境報告書の作成を特定事業者に義務づけているものの、環境報告書の信頼性を高めることは「努力義務」として定められており、その手法には自己評価と第三者審査が例示されている。

2014年5月に環境省が公表した「環境報告書に係る信頼性向上の手引き(第2版)」では、情報の信頼性向上のために第三者審査が重要であることを指摘している。しかし、信頼性向上の手法については、自己評価や第三者審査を含む利用可能な手法を網羅的に解説しており、適切な手法を特定するまでには至っていない。



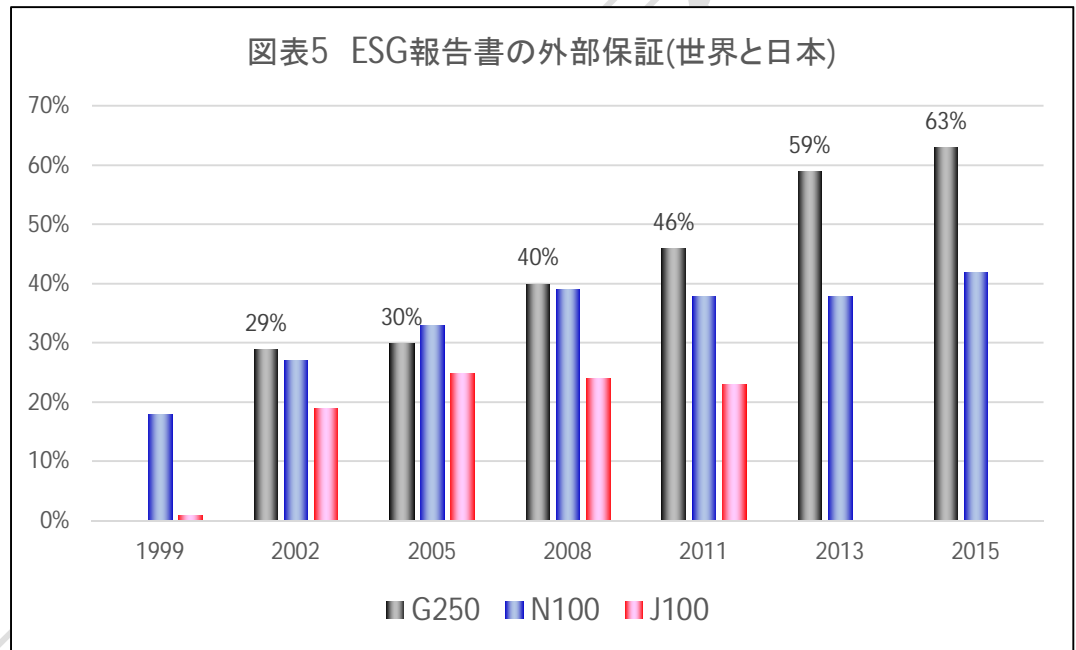
出所：WBCSD(2013,2014,2015,2016), Reporting Matters より作成。

一般に、企業報告の信頼性を確保する手法として、財務諸表には監査があるように、ESG報告には独立した第三者が一定の手続に従って付与する

保証がある。ガイドライン等が例示する第三者審査は保証に該当するが、自己評価や第三者意見は保証の概念に相当しない。

ESG 報告に保証を受審する実務はすでに国際的な慣行になっている。図表 4 は、「持続可能な開発のための世界経済人会議(WBCSD)」の会員企業が公表する ESG 報告書について、付与された保証の種類を経年的に見たものである。これによれば、WBCSD 会員企業のような世界的大企業では、その大多数が第三者審査である外部保証を受審しており、その傾向は近年安定的に推移していることがわかる(図表 4)。

外部保証を受審する大企業の動向を、世界の大企業 250 社(G250)、各国の売上高上位 100 社(N100)、日本の売上高上位 100 社(J100)について見たグラフが図表 5 である。



出所：KPMG International(1999, 2002, 2005, 2008, 2011, 2013, 2015), The KPMG Survey of Corporate Responsibility Reporting より作成。

これによると、日本のデータが入手できる 2011 年までの推移を見ても、世界の大企業 250 社が順調に外部保証の受審率を向上させている反面、日本 100 社は伸び悩んでおり、各国 100 社の受審率も日本より高い(図表 5)。日本の場合には、第三者審査の代わりに、保証の概念には相当しない第三者意見が普及したという特殊な事情がある。

しかし、投資家の ESG 情報ニーズを充足するために、我が国でも制度的な財務報告枠組みにおける ESG 報告が必要になれば、監査を受けた財務情報と保証を受審しない ESG 情報が、一つの報告書で混在することになり、財務報告全体の信頼性を著しく損なう結果になるだろう。

国際的な実務動向では、制度的な財務報告であるアニュアルレポートに、財務情報を対象とする監査報告書(強制)と ESG 情報を対象とする保証報告書(任意)が併記される事例が多い。また、フランスでは大規模な上場会社・非上場会社に対して、アニュアルレポートで開示する ESG 情報に保証業務である検証(vérification)を受審する義務を課している。

このような動向を考慮すると、環境報告ガイドラインにおいても、第三者審査に関する考え方や一定の方針等を示す必要があるか否か、もしあるならばどのように取り扱うべきか等について、あらためて検討することが望ましいように思われる。

課題

強行法規である環境配慮促進法が、環境情報の信頼性向上策として、自己評価を含む様々な手法を容認している現状を鑑みると、環境報告ガイドラインが同法と異なる立場で改定を行うことは適切でない。また、制度的規制がない状況下で、第三者審査のようなコスト負担の重い手法の適用を事業者に求めることも、現実的でないと考えられる。

しかし、ガイドラインには、実務を適切な方向へ誘導する役割が期待されている。この点を重く受けとめるならば、情報の信頼性確保に関する知見の整理・アップデートやガイドラインとして何らかの対応を検討することは、必ずしも優先順位の低い課題にはならないように思われる。

対応の方向性

1. 環境情報の信頼性を確保する手法について、ガイドラインの立場を明確にする必要性の有無を慎重に検討する。

他の関連する論点

未定稿檢閱中

8) 業種別 KPI

現状

業種業態によって、環境課題の認識は異なる。そのため、業種固有の課題認識とリスク評価のため、業種別の主要実績指標（KPI）のニーズがある。例えば、GRI スタンドアードや SASB 基準では、業種別に開示項目を策定している。

一方で、従来の業種業態の整理が必ずしも適さない場合がある。例えば、事業者のグローバル化、コングロマリット化、技術の進展によって従来の業種の枠組みを超える事業者も少なくない。ビジネス環境の激変に伴い、ビジネスモデルの転換に迫られる事業者も少なくない。

課題

現行の環境報告ガイドラインでは、解説等で必要に応じて業種業態に言及することもあるが、特に業種別 KPI を設定していない。

課題として、業種別 KPI は必要であるため、どのように設定するかは慎重に検討することが挙げられる。

対応の方向性

【申送事項】

業種別 KPI は必要であるため、どのように設定するかは慎重に検討する必要がある。このため、今回の改定で業種別 KPI は取り扱わず、今後の検討課題とする。

他の関連する論点

(特になし)

3.3 事業者による環境情報開示の内容（論点 9)～10))

9) 長期ビジョン

現状

持続可能な社会への移行に伴って、事業者は気候変動や資源制約のような長期間にわたる重大な環境課題への対応を迫られている。これは、大量生産・大量消費が美德とされた消費社会から、資源・エネルギー消費を極力抑制した循環型社会への構造的な転換であり、長期的には社会システムの大規模な変革を伴う。

このような長期間ダイナミックに変化する事業環境の下で、事業者が継続的に成長しようとするれば、持続可能な社会への適応戦略が不可欠であり、そこに重要な環境課題への対応も一体的に組み込まれていなければならない。場合によってはビジネスモデル自体の変更も必要になるだろう。

安定的な投資収益を望む年金基金等の機関投資家は、事業者の長期的な適応戦略の成否に重大な関心を持ち、それを ESG 報告や財務報告から判断する。しかも、適応戦略は本質的に将来見通し情報なので、その成否は事業者の背景分析や戦略立案プロセスの妥当性からしか判断できない。

つまり、持続可能な社会への移行に伴う事業環境の変化、直面する重要な ESG リスクと機会、アクセス可能な経営資源等が事業者によって適切に分析・把握され、それらの制約にもとづいて達成可能と思われる適応戦略が正式な意思決定プロセスを経て立案されているならば、投資家はその情報の妥当性を認めざるを得ないのである。もちろん、その前提条件として、健全なガバナンス体制の存在が不可欠であることは言うまでもない。

こうした将来見通し情報を提供する上で基礎になるのが「長期ビジョン」である。長期ビジョンは持続可能な社会への移行における事業者の「ありたい姿」を提示するものであり、適応戦略の望ましい到達点を示す。その期間は最低でも 10 年、長ければ 2050 年やそれ以上先を展望することもある。

しかし、我が国の実務において、長期ビジョンが開示される事例はそれほど多くない。我が国の企業経営では中期経営計画の採用が一般的であり、将来見通しの期間は平均で3~4年の期間に制限されることが多い。

長期ビジョンは、長期間にわたる持続可能な社会への移行過程において、事業者が直面する課題を的確に把握し、その解決に向けて適応戦略を真摯に実行する姿勢を伝える上で、きわめて有効な手段である。

また、長期ビジョンから中期計画へ目標・戦略をバックキャストして落とし込むことにより、中期計画の相対的な合理性や整合性が一層向上し、その結果、環境報告を含むESG報告の透明性が増すだけでなく、コスト削減や収益機会の獲得に結びつけることも可能になる。

課題

中期経営計画を多用する経営手法が一般的な我が国では、長期ビジョンの立案・公表に事業者の組織内部に多くのハードルが存在する。

対応の方向性

気候変動に関する長期ビジョン策定の重要性を訴え、事業者の長期ビジョン・目標設定を促進するように努める。

長期の取組を要する気候変動では、長期目標を「ありたい姿」と捉え、その達成に向けた道筋、必要があればイノベーションへの取組を開示するように導くべきである。

中長期的な取組が求められる個別開示項目における長期ビジョンの取り扱いをガイドライン内で具体的に示すことが考えられる。

その際、長期とはどの程度の期間かを検討する。

長期目標の参考として、国際社会の合意形成がなされている目標をガイドラインに例示することが考えられる。

目指すべき方向（ゴール）と達成すべきターゲットとの区別を明確にする。その上で、長期目標の達成を目指しつつ、途中のプロセスを点検していく方法が考えられる。

長期目標の道筋としてのターゲットないし中間目標は事業者の経営計画（3～5年）に含まれることとする。

なお、将来は、気候変動情報に加えて、水、生物多様性、資源循環でもそれらの在り方を検討することが考えられる。

他の関連する論点

（特になし）

未定稿検査済

10) 環境会計

現状

環境省が現行の環境会計ガイドラインで提唱した環境会計は、事業者が環境保全目的で支出した投資額・費用額を「環境保全コスト」として財務諸表から抽出し、環境保全活動の成果を物量的・貨幣的に推計した「環境保全効果」と共に開示する、我が国独自の計算スキームである。

この仕組みが作られた理由は財務諸表が属性分類であることによる。たとえば、生産機械も汚染除去機器も貸借対照表上は「機械装置」として資産計上され、生産ラインの駆動電力も生産ラインに組み込まれた汚染除去機器の駆動電力も「製品製造原価」として損益計算書に表示される。環境保全目的で支出された金額を財務諸表からは個別に知ることができない。

しかし、環境会計スキームが公表されたことによって、目的分類の支出集計額が捕捉できるようになり、事業者自身でさえも環境保全行動の財務的規模や投資効果を容易に把握できるようになった。そのため、現在では多くの事業者がこの計算スキームを採用して環境マネジメントに活用しており、その情報を環境報告書や Web 等で開示している。

環境会計をめぐっては、近年、事業活動が環境に与える影響を貨幣評価する自然資本会計が注目を集めており、ISO も ISO14007(環境コスト・便益の決定ガイダンス)や ISO14008(特定放出物・自然資源利用による環境影響の貨幣評価)の発行準備を開始するなど、高い関心を見せている。

こうした動きは、ESG 報告の財務報告における開示規制が始まった国際的動向と深く関係している。事業活動の環境・社会への重大な影響を貨幣評価により可視化することで、潜在的な ESG リスク・機会と財務データが共通尺度で計算可能になり、将来的な規制強化でリスクが内部化された危険性を、財務的な利益額への影響度で貨幣的に予測できるようになる。

もちろん、財務会計には利害調整機能があり、株主と債権者間・現在株主と将来株主間の利益配分をめぐるコンフリクトを解消するために、実際

の市場取引データに裏付けられない仮想的な推計数値は財務諸表に混入させない、という計算構造上の制約がある。

しかし、投資家の情報ニーズが重視される今日の ESG 報告では、事業活動が環境・社会に与える重大な影響を財務情報と関連づける傾向が次第に強くなっている。カーボンプライシングを導入する大規模事業者が世界的に増加している理由もここにある。

そのため、重要な環境課題の財務的な影響を環境報告で一元的に開示できるような仕組み作りを目指して、環境報告ガイドラインに環境会計スキームを組み込む方法を検討することが望まれる。

課題

環境会計スキームを環境報告ガイドラインに組み込むことは可能か、また、可能であるならば、どのような方法が適切なのか、について、従来はまったく検討されておらず、関連する知見の蓄積もない。

しかし、この問題は優先度が高いため、両ガイドラインの改定にあたっては、環境報告ガイドラインに環境会計スキームを組み込むことが可能になるように、その具体的な方法を十分に検討し、合理的な成案を得ることが必要である。

対応の方向性

1. 環境報告ガイドラインに環境会計スキームを組み込む方法を検討する。

【申送事項】

近年、統合報告フレームワークの浸透を背景に、自然資本会計といった新たな「環境会計」も提唱されている。自然資本会計は実務の収れんが途上の段階にあり、確立された手法とは言い難い状況にあること、また事業者が取り扱うミクロの会計情報に馴染まないことより今回の改定では取り上げないことが考えられる。

他の関連する論点

3.4 ガイドラインの普及促進（論点 11)～12))

11) ガイドラインの利用しやすさへの配慮

現状

自社の環境報告において各種の報告基準・ガイドライン等に準拠せず参考程度にとどめ、自社独自の考え方で報告する事業者が多く存在する。多くの場合、各種の報告基準・ガイドライン等から一部採用している。

本業務のヒアリングの結果、理由としては、実務上の対応の困難さ（例、海外グループ企業からデータを入手できない等）に加えて、各種の報告基準・ガイドライン等の分量が多い、一見して構造・構成が分かりづらい、文言の表現が難解、文言はシンプルであっても解釈がまちまちになる、との意見があった

このため、各種の報告基準・ガイドライン等に準拠した場合の情報開示よりも品質が低いことが懸念される

課題

【分量】

現行の環境報告ガイドラインは約 160 ページ。

改定にあたって、ガイドライン本体をインパクトの大きさから必要な環境情報が凝縮された標準的に開示すべき項目のみとし、その他の開示項目と解説を付録とすることが必要となる。

【構造・構成】

現行の環境報告ガイドラインでは、開示要請項目のリード文を枠囲いしているが、その後は箇条書き。ただし、属性が異なる項目を並列表記しており、事業者の誤解を招くことがある（例、「…に関する方針、計画、目標、取組状況及び改善策等…」の文言に準拠するために、and 条件ではなく or 条件で解釈する）。

基本指針を事業者が理解しやすいように表現を再構成することが必要となる。

【平易な表現】

現行の環境報告ガイドラインでは、環境報告の一般原則を、国際的な検討及びフレームワークを参考に見直したが、その後、さらに国際的な基準・ガイドライン等がいくつか発表されており、それら議論の成果を用いて一般原則をより平易に表現できる余地がある。

GRI スタANDARD等の国際的な基準・ガイドライン等を考慮し、一般原則の整理を検討することが必要となる。その際、一般原則の網羅性を追求するよりも、より簡潔な表記に書き換えることに重点を置くことが望まれる。

【文言の解釈】

文言の解釈が受け手によってまちまちになる箇所が存在する可能性がある。このため、記載例を充実することが必要となる。

対応の方向性

1. ガイドラインの何を標準的に開示すべき項目とし、何を付録とするのか、整理する。
2. 基本指針を平易な表現に改める。
3. 一般原則を、例えば「ステークホルダーが考える重要課題に関する事項は抜け漏れなく報告する」「重要であれば自社にとってネガティブな情報も報告する」「事実と異なることは書かない」など平易な表現に改める。その際、演繹的アプローチ（一般原則を先に定め、それに則るよう
に他の論点を議論する）では他の論点の議論が一般原則の制約を受けることになるデメリットを考え、帰納的アプローチ（他の論点の議論や具体的な開示項目に関する検討を進めた後、一般原則を帰納的に検討する）とする。

その際、一般原則の網羅性を追求するよりも、より簡潔な表記に書き換えることに重点を置くべきである。基本指針を事業者が理解しやすいように表現を再構成することが考えられる。

4. 文言の解釈が受け手によってまちまちになる可能性がある箇所を特定し、標準的に開示すべき項目に対応するように記載例を掲載する。なお、実務の発展に合わせて定期的に記載例を見直すことが考えられる。

他の関連する論点

未定稿検査部

12) 環境情報開示の促進策

現状

我が国の上場企業であっても、これまで環境情報開示に積極的ではなかった事業者が一定数存在する。

これまで積極的ではなかったため、環境情報を推進する社会的な仕組みがなく従来型の施策のみでは情報開示を促すことは困難と想定される。

もし仮にこれから情報開示することを目指としても、社内リソースに制約があり実務が未発展であることが想定される。このため、当該事業者の独力ではある程度の品質の情報開示ができないことが想定される。

課題

質的向上を目指すため、ガイドラインを改定するだけでなく、加えて事業者がガイドラインを使うインセンティブがあることが求められる。

量的拡大を目指すため、ガイドライン改定の他に情報開示の促進策を実施することが求められる。

ガイドラインを通じて情報開示初心者の事業者における情報開示実務をサポートし、ある程度の品質の情報開示を実現できるようにするため、事業者がガイドラインを使うインセンティブが求められる。

対応の方向性

【申送事項】

事業者における情報開示を進め、その際にガイドラインを使うインセンティブが働くような促進策を別途検討することが挙げられる。

(促進策の例)

- ü ガイドラインへの準拠性などに関する評価制度
- ü 表彰制度（環境コミュニケーション大賞）の活用

- ü 環境情報開示基盤整備事業への参加
- ü E (SG) インデックス投資の促進
- ü 他省庁や証券取引所との連携
- ü グリーン購入の入札要件での考慮

他の関連する論点

(特になし)

4. ヒートマップ（論点の重み付け）

4.1 目的

抽出した論点毎に重要度を“見える化”することを目的として、ヒートマップを作成する。

4.2 検討プロセス

第1回研究会にて、論点素案（事務局にて抽出した案）をレビューした。

第2回研究会にて、第1回研究会の議論を踏まえて事務局にて整理・重み付けされた論点素案およびヒートマップ案をレビューするとともに、重み付けの基準を検討した。

第3回研究会にて、第2回研究会の議論を踏まえて事務局にて整理・重み付けされた論点素案およびヒートマップ案をレビューし、論点と重み付けを概ね合意した。社会的影響が大きく研究会で取り上げるべき境界を定めた。

（以降、第4回研究会を含め、議論の焦点は報告書案の内容に移る。）

4.3 重み付けの基準

評価軸は、実務的視点と理論的視点の2軸とした。それぞれの評価軸は含まれる視点の内訳毎に評価点を付与し、内訳の平均をとって各軸の得点とした。

視点の内訳は以下のとおり。

視点	論点
実務的視点	事業者の負担感
	未来性・先進性
	普及・インセンティブ
理論的視点	一般原則
	国際基準・ガイドラインとの関係性
	準拠性(報告対象項目・対象範囲)

評価点は以下の通り。

評価点	凡例
5	必ず検討すべき
4	特に検討すべき
3	検討すべき
2	可能な限り検討すべき
1	検討が望ましい
0	特に検討しないでよい

4.4 重み付けのスコアリング結果およびヒートマップ

論点毎の重み付けのスコアリング結果は下表のとおり。この結果を実務的視点と理論的視点の2軸からなるマトリックスにマッピングすることで、ヒートマップを作成し、各論点の重要度を“見える化”した。

論点	横軸:実務的視点			縦軸:理論的視点				
		事業者の負担感	未来性・先進性	インセンティブ 普及・		一般原則	国際基準・ ガイドライン との関係性	(報告対象項目・ 対象範囲) 準拠性
1) 改定の目的	2.3	1	5	1	5.0	5	5	5
2) 両ガイドラインの利用者	3.3	4	2	4	3.7	3	3	5
3) 国際的な基準・ガイドライン等	5.0	5	5	5	5.0	5	5	5
4) 重要な事項を網羅する情報開示	2.7	4	2	2	5.0	5	5	5
5) ESG 報告全体の枠組み	5.0	5	5	5	5.0	5	5	5
6) 報告バウンダリ	5.0	5	5	5	5.0	5	5	5
7) 環境情報の信頼性	3.7	3	3	5	3.7	3	5	3
8) 業種別 KPI	2.7	4	2	2	4.3	5	3	5
9) 長期ビジョン	3.0	3	3	3	3.0	3	3	3
10) 環境会計	3.7	5	3	3	3.0	3	3	3
11) ガイドラインの利用しやすさへの配慮	5.0	5	5	5	2.0	2	2	2
12) 環境情報開示の促進策	5.0	5	5	5	2.0	2	2	2

